

# 台湾における取締役のESG対応及びその義務と責任 ——コーポレートガバナンス3.0（2020年改定版）を踏まえて——

黄 瑞 宜

## I. はじめに

近年、企業経営のあり方について盛んに議論されているが、そこではESGは欠くことのできない概念である。その具体的な内容については、たとえば、Eは温室効果ガス（炭素排出）の削減や気候変動や水資源、Sはサプライヤーやダイバーシティや人権、Gは腐敗防止や取締役会の構成やコーポレートガバナンスが挙げられる<sup>1)</sup>。2004年に国連グローバル・コンパクトで初めて提唱され、企業の経営を評価する指標とされている。

台湾では、会社の経営活動は取締役会に一任すると規定されている。取締役会があくまでも意思決定機関であり、そして現実に業務執行権限を行使するのは、自然人である代表取締役または取締役である。そのため、取締役は業務の遂行について善管注意義務及び忠実義務を負い、また業務執行に際して会社や第三者に損害を与えた場合、その賠償の責任を負う（会社法第8条第1項、第23条第1条）。会社法がとくに、取締役に対して、ESGを遵守すべく直接の規定は存在していないが、2018年の会社法改正により、ESGに関わる企業の社会的責任について新たに規定された（会社法第1条第2項）。そればかりか、ESGの視点から、株主が会社に対して公益を促進したり、社会的責任を果たしたりするための提案（株主提案権の行使）をなした場合には、取締役会はそのを議案として受け入れることが新たに規定された（会社法第172条ノ1第5項）。

他方、台湾では、会社法のほかに、TWSE/TPEx上場企業（以下「上場会社」という）を規制した証券取引法がある。従来、社外取締役や取締役等に対して、ESGへの配慮に関する直接的な規定は存在しなかったが、ソフトローとして金融監督管理委員会が2020年8月25日に公表した「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント（2020年改定版）」にESG情報開示の強化や、ESG対応及び持続的な発展を重視する趣旨を追加した。

その主要なポイントは、「取締役会の機能を強化し、企業の持続的な価値を高める」、「情報の透明性を高め、持続可能な運用を促進する」、「利害関係者とのコミュニケーションを強化し、相互作用のための良好なチャンネルを作成する」、「国際基準に準拠し、議決権行使助言会社に対するデューデリジェンスを導く」そして「会社の持続可能なガバナンス文化を深め、多様な製品を提供する」を含む5つの主要な軸に焦点を当て、合計39項目の具体的な推進策が提供されている。

金融監督管理委員会は、2021年11月23日に「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な開発ブループリント」の推進に向けて、「2020年アジアコーポレートガバナンスレポート（CG Watch 2020）」の推奨事項を検討し、国際的な規範に合わせて、企業の持続可能な開発の実施及び情報セキュリティリスク管理とその他の情報開示の透明性を強化するとしうえで、「公開会社の年次報告書に掲載される情報に関する規則」の改正を行った<sup>2)</sup>。また、2021年12月7日にTWSE/

TPEx企業社会責任のベストプラクティス原則の改正が行われた際に、TWSE/TPEx企業社会責任のベストプラクティス原則を「TWSE/TPEx上場企業のための持続可能な開発のベストプラクティス原則」に変更した。

2021年12月21日に金融監督管理委員会の委員長は、立法院の財政委員会に出向いて、「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント（2020年改定版）」をどのように実践するかについて報告した<sup>3)</sup>。その報告においては、健全な持続可能な開発（ESG）エコシステムを構築するために、「取締役会の機能強化」などを含む5つの主要な軸に焦点を当てることが示されている<sup>4)</sup>。

また、2024年以降、上場会社の社外取締役の数は取締役数の3分の1以上でなければならないとし、社外取締役の半数以上は連続して3回目の任期を超えてはならないことが求められている。さらに、社外取締役と監査委員会が権限を行使するためのガイドラインを策定し、上場会社のコーポレートガバナンスのための行動規範はエンタープライズ・リスク管理メカニズムを導入すべきであるとしている<sup>5)</sup>。

本報告では、会社にESG対応を促した「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント（2020年改定版）」の最新の動向を紹介するとともに、ESG問題が、単に取締役の道義的責任にとどまらず、法的責任にもなり得る点について解説する。

## II. 台湾におけるコーポレートガバナンスの概念

### 1. OECDコーポレートガバナンス原則の概要

OECD（経済協力開発機構）コーポレートガバナンス原則（以下「本原則」という）は1999年に初めて公表された。その後、世界中の政策立案者、投資家、企業、その他の利害関係者にとっての国際標準となっている。

また、本原則は、金融安定理事会の「健全な金融システムに関する主要基準」の一つとして採用されているほか、世界銀行の「基準・規範の遵守状況に係る報告書（ROSC）」におけるコーポレートガバナンスの評価基準ともなっている。この評価基準は、2014年から2015年にかけて行われた、原則の二回目の見直しの結果を取り入れたものである。高い水準の透明性、説明責任、取締役会による監視、並びに、株主の権利及び主要な利害関係者の役割の尊重は、よく機能するコーポレート・ガバナンス・システムの基礎の一部をなすという共通理解を包含した2004年版は、今回の見直しに際しても、その基礎と位置付けられる。こうした中心的な価値を維持しつつ、2004年以降の経験を反映させた結果、本原則は引き続き質が高く、妥当かつ有用な基準であることが保証されている<sup>6)</sup>。

本原則は、2015年の最新の改訂においては、機関投資家を強化する方針に基づき、下記の6つの原則が追加された。

1. 有効なコーポレートガバナンス枠組みの基礎の確保
2. 株主の権利と公正な取扱いおよび主要な持分機能
3. 機関投資家、株式市場その他の仲介者
4. コーポレートガバナンスにおけるステークホルダーの役割

## 5. 情報開示と透明性

## 6. 取締役会の責任

台湾におけるコーポレートガバナンス制定の背景には、1998年に相次いで企業の不祥事が多発し、金融機関の大量の不良債権問題が深刻化し、それが金融危機の勃発につながった事実が存在する。こういった経緯から、企業不祥事の防止と企業の効率性や収益性を高めるという観点でコーポレートガバナンスが注目されるようになったのである。

このような背景を受け、1999年にOECDが「コーポレートガバナンス原則」を公表するという国際的な流れもあり、金融監督管理委員会は、コーポレートガバナンスの重要性を国内の公開会社に広報し、コーポレートガバナンスに関連するさまざまな管理メカニズムを徐々に確立してきた。さらに、それに関する法令や自主規制を制定し、会社が遵守すべき規範を確立した。コーポレートガバナンスの推進と実施は、政府、非政府組織、及び企業の協働に委ねられるものである。

現在、上場会社または公開会社のコーポレートガバナンスを監督するのは、金融監督管理委員会である。台湾証券取引所と中華民国のOTC証券取引センターのコンソーシアムが、コーポレートガバナンスの基準を策定し、その実施を監督するとしている。

そのほか、中華民国証券先物市場発展基金会、証券投資家先物取引者保護センターなどもさまざまな方法で共同連携によって、シンポジウム、評価を実施したり、株主として実際に株主総会に参加したり、会社の運営を監督したりして、コーポレートガバナンス環境の改善に取り組んでいる<sup>7)</sup>。そして2015年6月29日に、コーポレートガバナンス指標の公表・適用に至ったのである。

## 2. 台湾における持続可能な開発政策

2015年、国連はパリ協定（COP21）に署名し、地球規模の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDG）を発表し、すべての国が低炭素で持続可能な開発に向けて動き出している。パリ協定の目標を達成するために、ネット・ゼロ排出とカーボンニュートラルへのコミットメントは、各国が持続可能な開発へのコミットメントを実証し、近年気候変動と闘うための最も重要な手段の1つになっている。

地球環境を守るため、温室効果ガスの排出を削減するという責任を果たすために、台湾は2015年に「温室効果ガス削減管理法」を可決し、炭素削減の新しい時代に入ったと宣言した<sup>8)</sup>。

蔡英文総統は2016年の就任演説で、「廃棄物を再生可能な資源に変換する。エネルギーの選択については、サステナビリティをコンセプトに徐々に調整していく。地球はただ一つ、台湾も一つしかないので、新政権としては気候変動、国土保全、防災などの問題を真剣に受け止める<sup>9)</sup>」と述べている。

また、2021年4月22日「地球の日」に、総統は、台湾は2050年までにネット・ゼロ・エミッションの目標を達成するために可能な道筋を積極的に展開すると述べた。2022年3月に、「台湾2050年ネット・ゼロ・エミッションの経路と戦略の概要」が公表された<sup>10)</sup>。

2022年4月21日、行政院は、環境保護庁が提出した「温室効果ガス削減および管理法」の修正案を可決し、「2050年ネット・ゼロ炭素排出」の法的根拠として同法を「気候変動対応法」とする修正が行われた<sup>11)</sup>。

また、金融市場の力を利用して持続可能な開発を促進することは、現在の国際金融開発政策の核心でもある。2017年に金融監督管理委員会は、グリーンファイナンス行動計画を推進し、具体的な成果を上げ、2020年にはグリーンファイナンスが、アクションプラン2.0、コーポレートガバナンス3.0・持続可能な開発ブループリント、資本市場ブループリント、及びその他のポリシーなどが提案された。こうした金融メカニズムを通じて、企業と投資家は環境、社会、企業統治を重要視すべきであって、投資と産業による持続可能な開発の追求と良好な循環を促進する必要がある。そして、民間部門と公的部門の協力を通じて、台湾の炭素削減と持続可能な開発の目標を達成するように導かれることが期待される<sup>12)</sup>としている。

### Ⅲ. コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント (2020年改定版)

#### 1. 概要

金融監督管理委員会は、2013年にコーポレートガバナンスブループリントを公表し、2020年8月25日にソフトローとして公表した「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント (2020年改定版)」にESG情報開示の強化や、ESG対応及び持続的な発展を重視する趣旨を追加改訂が行われた。これは、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、会社のガバナンスの在り方に関する重要な事項を定めたものである。将来的な金融監督管理委員会による監督計画も含まれており、適用対象は上場会社である

#### 2. 主要な改定ポイント

コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント (2020年改定版) 改訂のポイントの概要<sup>13)</sup>は、次の通りである。

##### (1) 取締役会の機能を強化する

具体的には、初めて株式の上場を申請する会社あるいは店頭会社

(以下「上場会社」という) または資本金ニュー台湾ドル100億以上の金融・保険業界の会社あるいは店頭会社に対して、2024年より、社外取締役の数は、取締役の合計数の3分の1を下回ってはならないこと、そして社外取締役の半数以上は連続して3回目の任期を超えてはならないことが求められている。

また、上場会社に企業リスク管理メカニズムの導入を奨励するほかに、資本金がニュー台湾ドル20億元未満の上場会社には、2023年より、コーポレートガバナンス監督者の配置が必要となる。さらに、取締役向けの多様な研修計画の提供、社外取締役及び監査委員会が権限を行使するためのガイドラインを策定し、上場会社の指名委員会の設置を促進するなどの措置をとらなければならない。

##### (2) 情報の透明性を高める

近年、国際的な投資家と業界チェーンは、環境、社会、ガバナンス (ESG) の視点を重視している。企業が中長期的かつ持続可能な成長のためには、ステークホルダーの利益を取り込むことが必要となり、投資家の意思決定に役立つESG情報を提供することが求められる。そのため、国際基準「気候関連財務情報開示基準 (TCFD)、米国持続可能性会計基準委員会 (SASB) が公表

する基準」を参照し、サステナビリティレポートの情報開示を強化する必要がある。

また、2023年より、資本金ニュー台湾ドル20億に達する上場企業にサステナビリティレポートの作成・提出が義務付けられるほか、サステナビリティレポートは第三者による検証が必要とされる。

さらに、財務情報開示の適時性を促進するために、資本金ニュー台湾ドル100億の上場会社は、2022年及び2023年より、事業年度終了後の75日以内に、それぞれ前年度の自己決算財務情報と財務報告を公表する必要がある。

さらに、資本金ニュー台湾ドル20億の上場・店頭会社は2023年から事業年度終了後の75日以内に、前年度の自己決算財務情報を公表しなければならない。

2024年以降は、あらゆる上場・店頭会社は、情報開示の透明性をさらに高めるため、事業年度終了後の75日以内に前年の自己決算財政状況を発表する必要がある。

### (3) 利害関係者とのコミュニケーションの強化

上場会社・店頭会社（タイペイ エクスチェンジで店頭取引されているエマージング市場；以下「上場企業」という）の株主総会の運営を強化するため、自主管理株式会社の株式業務の中立性強化や電子議決権行使結果の情報透明性の向上等について協議することになった。2021年及び2022年から、株主が株主総会への参加の権利を保護するため、一日ごとに株主総会を開催する上場会社の数の上限がそれぞれ90社及び80社に引き下げられた。

### (4) 国際基準に準拠した議決権行使助言会社のデューデリジェンスの導入

コーポレートガバナンスのガイドラインの一つである機関投資家の行動規範を示したステュワードシップ・コード（Stewardship Code）がある。これは、金融機関による投資先企業の経営監視などコーポレートガバナンスへの取り組みが不十分であったことがリーマンショックを深刻化させたのではないかという反省から、2010年イギリスで生まれ、今や国際基準となっているものである<sup>14)</sup>。

金融監督管理委員会は2015年から積極的にイギリスや日本などのステュワードシップ・コードを参照し、策定作業を継続した。その結果、2016年6月30日に「機関投資家ステュワードシップ・コード」が公表され<sup>15)</sup>、2020年8月10日に修正が行われた<sup>16)</sup>。このコードにおいて、機関投資家が投資先企業の経営状況などに関する深い理解のほか、株主総会での議決権行使、投資先企業との交渉（エンゲージメント）等を通じて機関投資家としての影響力を働きかけ、投資先企業の企業価値向上、持続的成長を促す<sup>17)</sup>とされた。

台湾では、任意署名方式を採用し、現時点で、約151機関投資家が「機関投資家ステュワードシップ・コード」に署名した。

とりわけ、近年、台湾の証券市場も外国投資の割合が年々増えている。外国資本と取引する議決権行使助言機構（proxy advisorあるいはproxy advisory firm；以下「議決権行使助言会社<sup>18)</sup>」という）が、発行会社にとって、ある程度の影響を及ぼす。そのため、コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント（2020年改定版）が議決権行使助言会社に対するデューデリジェンスを重要な計画項目の一つとして推進している<sup>19)</sup>。

2020年8月10日に、金融監督管理委員会は、コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブ

ループプリント(2020年改定版)において、機関投資家のデューデリジェンスの産業チェーンを拡大するため、議決権行使助言会社と国内の発行会社との間のエンゲージメントの仕組みを確立する必要がある<sup>20)</sup>として改正が行われた。

ところで、2022年3月22日に金融監督管理委員会により発せられた通達によれば、投資・コンサルティング業界は、投資先企業の経営権をめぐる紛争に介入してはならないことが求められている。投資先企業の経営権を妨害したり、他人の経営権の取得や併合を助長したりすることが判明した場合、営業免許が取り下げられる虞がある。

これによって、2016年に保険法が改正された際に、第146条第1項の規定が追加された。すなわち、保険業者は、投資先企業の取締役および監察人の選任に対して、議決権を行使してはならないと規定されている。それは、大口株主である保険会社が株主権行使を通じて経営権の争奪に介入し、資本市場に悪影響を及ぼすことが懸念されている<sup>21)</sup>からである。

台湾では、ローカライズされた議決権行使助言会社が設立されていない。その理由は、主要な国際議決権行使助言会社である米国のインスティテューショナルシェアホルダーサービシズ(ISS)、グラスルイスが世界的な議決権行使助言会社として有名で、市場シェアは90%を超えているからである<sup>22)</sup>。

そのため、台湾の機関投資家の多くは、議決権行使報告書を参考とするほかに、時間をかけて独自の調査に努めるのがほとんどである<sup>23)</sup>。

#### (5) 企業は自発的にガバナンスと持続可能な開発を実施する

地球規模の気候変動と世界的な規模のコロナウイルスの影響により、各国が環境と社会の持続可能な開発に注目するようになった。

市場メカニズムを利用し、資金を持続可能な開発への投資に導くことは、企業が自発的に持続可能な問題に取り組むための重要な原動力にもなる。

このほか、金融監督管理委員会によれば、2020年5月20日アジアコーポレートガバナンス協会(ACGA)が2020年5月20日に2020年の最新のコーポレートガバナンスランキングを正式に発表されたとした。台湾はオーストラリア、香港、シンガポールに次いで4位にランクされた。ランキングは過去数年間で最高であり、台湾のコーポレートガバナンス改革の推進が他の国々に認められていることが明らかにされた。

したがって、金融監督管理委員会は、よりよい評価を受けるため、ACGAによって提案された推奨事項と国際的なベストプラクティスを参照し、改善策を策定した。これには、年次報告書におけるESG情報開示の強化、社外取締役の専門性及び独立性の情報開示、報酬の透明性が含まれている。

また、関連当事者間取引を強化するため、関連者間取引について株主総会で議論することが義務付けられ、証券取引所に関連者間取引の管理を強化するための関連者間取引ガイドラインが策定された。また、年次報告書レビュー、機関投資家によるデュー・デリジェンス情報開示、コーポレートガバナンス評価の報告書を公表し、さらにコーポレートガバナンスの有効性を促進することとされている。

### 3. 2021年12月7日TWSE/TPEx上場企業のための持続可能な開発のベストプラクティスコード

このコード第1条の規定では、上場会社が会社の社会的責任を果たし、経済的、環境的、社会的進歩を促し、持続可能な発展の目標の達成を支援するために、証券取引所と中華民国OTC証券取引センターとは、共同でこのコードを策定したとしている（1項）。

上場会社は、このコードを参照し、経済、環境、社会のリスクと影響を管理するための独自の持続可能な開発コードを策定する必要がある（2項）。

#### IV. 2018年会社法の改正と取締役のESG対応

2018年に台湾会社法が改正された（以下「改正会社法」という）。その第1条第2項に「会社は、事業を経営する上で、法令及び企業倫理を遵守し、社会的責任を果たすために公益に資する行動をとることができる」と新たな規定が追加された。改正会社法が、会社の社会的な責任を果たすという理念を取り入れているのは、国際的な潮流にそった改正である。

その立法理由については、「会社とは法律の設計により、法人格が付与されてから始めて取引の対象となる。もう一つの意味は、会社が持続可能な経営が期待されているからである」；「多くの国では、会社が営利を目的として事業活動を行う際に、社会的責任を負う」としている。

とりわけ、「多くの上場企業が、株主総会の招集にあたって、作成された年次報告書にその年の社会的責任活動を詳細に記載している。したがって、会社が社会的責任を果たすことは、すでに国際的な趨勢となっている」。

台湾の学者<sup>24)</sup>は、本条文における「事業を経営する上で、法令及び企業倫理を遵守する」という文言について、次のように解している。すなわち、「会社の責任者は、法令遵守の仕組み、内部統制システム、及びリスクマネジメントが含まれる体制を整え、企業の内部倫理規範または行動規範は、国内外の伝統的な意味での法律や規制やソフトローまたはビジネス倫理規範などの外部他律（たとえば、社外取締役または監査委員会による会社）の仕組みを実践することである」としている。

そして、会社が、「公益を促進するための行為をとることができる」とは、利害関係者条項に属するため、体系上において会社法第23条第1項及び企業合併法第5条第1項と同様な解釈を行う。それは、受託義務の対象が会社全体であって、会社の責任者が意思決定を行う際に、会社の全体株主の利益を考慮するほかに、利害関係者との利益衝突を調整しなければならない<sup>25)</sup>としている。そこで、企業の社会的な責任という概念は、すでに受託義務の中に統合され、責任者が意思決定の際に、利害関係者の利益を考慮すべきであるとされる<sup>26)</sup>。

また、会社は社会の一員であり、その意思決定の影響力が、消費者、株主、従業員、債権者、地域住民、または社会の利益に影響を与えるため、会社の社会的責任を果たすべきであると多くの国において認められている<sup>27)</sup>。

他方、2018年改正会社法がESGの視点から、株主が会社に対して公益を促進したり、社会的責任を果たしたりするための提案（株主提案権の行使）をなした場合には、取締役会はそれを議案として受け入れるべきであることが新たに規定された（会社法第172条ノ1第5項）。将来的に、この株主提案権の行使について、機関投資家に大いに期待することができるであろう。

したがって、株式会社にESG対応を促した「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント (2020年改定版)」によれば、社内取締役がESG対応するより、むしろ、とくに上場会社における社長の指名・後継者計画プロセスの透明性及び客観性経営に社外人材を登用したり、独立社外取締役の活用が運用に乗ったりするほうがよいである。すなわち、上場会社がコーポレートガバナンスを一層強化するために、社外人材を積極的に登用している取り組みが必要不可欠である。

## V. 結びに代えて

台湾の会社法は、2001年大改正に引き続き、2018年の法改正も、長年にわたって問題視された法人取締役という規定を削除しなかった。

台湾会社法第27条は、法人株主の役員派遣に関する規定である。すなわち、第27条第1項の規定によれば、「政府又は法人が株主であるときは、取締役、監察人（監査役）として選任することができる。但し、自然人を指定し、代表させて職務を執行させなければならない」と規定している。

このことは、政府又は法人が法律上においては権利義務の主体であって、会社の株主になることができるため、一定の法定要件を満たすとき、会社の取締役又は監査役として担当することができることを意味する。すなわち、法人が自ら職務遂行ができないため、自然人が法人を代表するわけである。

第2項は、「政府又は法人が株主である場合には、その代表者も取締役又は監査役として選任されることができ、代表者が数人いる場合には、それぞれ選任されることができる。ただし、同時に取締役又は監査役として選任、又は担当することができない」としている。

同条の規定については、長年にわたって、実務及び学説によりかなり批判を浴びせられ、削除すべきであると呼び掛けたが、残念ながら、削除されなかった。

そうであるにもかかわらず、「コーポレートガバナンス3.0・持続可能な発展ブループリント (2020年改定版)」の公表に伴い、2022年コーポレートガバナンス評価制度の採点基準の指標のあり方についても改正が行われた。

その一つは、例えば、会社の取締役が自然人であることを奨励するため、指標1.17では、「会社が政府、法人、またはその代表者を取締役として就任させない場合」格付けを引き上げることができる<sup>28)</sup>としている。この指標は法的強制力を有しないが、少なくとも法人株主の役員派遣の問題を解消できるという点で一歩前進したといえる。

ほかにも、たとえば、上場会社が取締役及び監査役に関する給与や報酬についての情報を自主的に開示すれば、格付けを引き上げることができるとしている。こうしたコーポレートガバナンス評価の各側面の指標数と分布の重みに鑑み、妥当な改正であると評価できる。

---

1) 大塚彰男・法学から考えるESGによる投資と経営（同文館・2021年）4頁；石島博・水谷守・ESG投資に関する法的論点の整理と一考察・中央ロー・ジャーナル第18巻第1号（2021）71頁。

2) [https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=95&parentpath=0,2&mcustomize=news\\_view.jsp&data](https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=95&parentpath=0,2&mcustomize=news_view.jsp&data)

- serno=202111230002&dtable=News (as of Jan 12, 2023)
- 3) <https://news.cnyes.com/news/id/4791068> (as of Jan 12, 2023)
  - 4) 同前。
  - 5) 同前。
  - 6) <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264250659-ja.pdf?expires=1676100153&id=id&acname=guest&checksum=F1612E8F14BD6FFB24AB1197587559CA> (as of Jan 12, 2023)
  - 7) <https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=882&parentpath=0,8> (as of Jan 12, 2023)
  - 8) <https://www.tpex.org.tw/web/bond/sustainability/index.php?l=zh-tw> (as of Jan 14, 2023)
  - 9) 同前。
  - 10) 前掲注8)。
  - 11) 同前。
  - 12) 同前。
  - 13) <https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=992&parentpath=0,8,882,884> (as of Jan 24, 2023)
  - 14) <https://outside.no-limit.careers/knowledge/stewardship-code/> (as of Jan 22, 2023)
  - 15) 中華民國105年6月30日臺灣證券交易所股份有限公司臺證治理字第105220 07851號函訂定發布，並自即日起適用。
  - 16) <https://cgc.twse.com.tw/docs/stewardship1.pdf> (as of Jan 22, 2023)；中華民國109年8月10日臺灣證券交易所股份有限公司臺證治理字第1090014345號公告修正發布，並自即日起實施（中華民國109年8月7日金融監督管理委員會金管證發字第1090350695號函准予備查）。
  - 17) <https://view.ctee.com.tw/business/39862.html> (as of Jan 24, 2023)
  - 18) 議決権行使助言会社とは、対象企業の経営を評価し、その結果に基づいて、顧客である機関投資家等に対し、株主総会で提出される議案についての賛否を投資情報として表明することを業務とする会社のことで、プロクシー・ファイト等の場合は、議決権行使助言会社がどのような意見を出すかによって、機関投資家の議決権行使が大きく左右される場合もある。米国のインスティテューショナルシェアホルダーサービシズ（ISS）、グラスルイスが世界的な議決権行使助言会社として有名である。<https://www.glossary.jp/econ/economy/proxy-advisor.php> (as of Jan 24, 2023)。
  - 19) 前前掲注12)。
  - 20) [https://weblinesf.org.tw/download/resh\\_ftp/research/FullText/fl110\\_3.pdf](https://weblinesf.org.tw/download/resh_ftp/research/FullText/fl110_3.pdf) (as of Jan 24, 2023)
  - 21) 前掲注15)。
  - 22) 前掲注17)。
  - 23) 前掲注17)。
  - 24) 蔡昌憲・企業永續與公司治理，公私部門的合作治理（新学林・2021年）333頁から334頁。
  - 25) 同前334頁。
  - 26) 同前。
  - 27) 同前。
  - 28) [https://cgc.twse.com.tw/static/202111229/8a828e177dff6f1017e03d909c90000\\_%E9%99%84%E4%BB%B6%E4%B8%80\\_111%E5%B9%B4%E5%85%AC%E5%8F%B8%E6%B2%BB%E7%90%86%E8%A9%95%E9%91%91%E7%B3%BB%E7%B5%B1%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%B8%BD%E8%AA%AA%E6%98%8E.pdf](https://cgc.twse.com.tw/static/202111229/8a828e177dff6f1017e03d909c90000_%E9%99%84%E4%BB%B6%E4%B8%80_111%E5%B9%B4%E5%85%AC%E5%8F%B8%E6%B2%BB%E7%90%86%E8%A9%95%E9%91%91%E7%B3%BB%E7%B5%B1%E4%BF%AE%E6%AD%A3%E7%B8%BD%E8%AA%AA%E6%98%8E.pdf) (as of Feb 1, 2023)